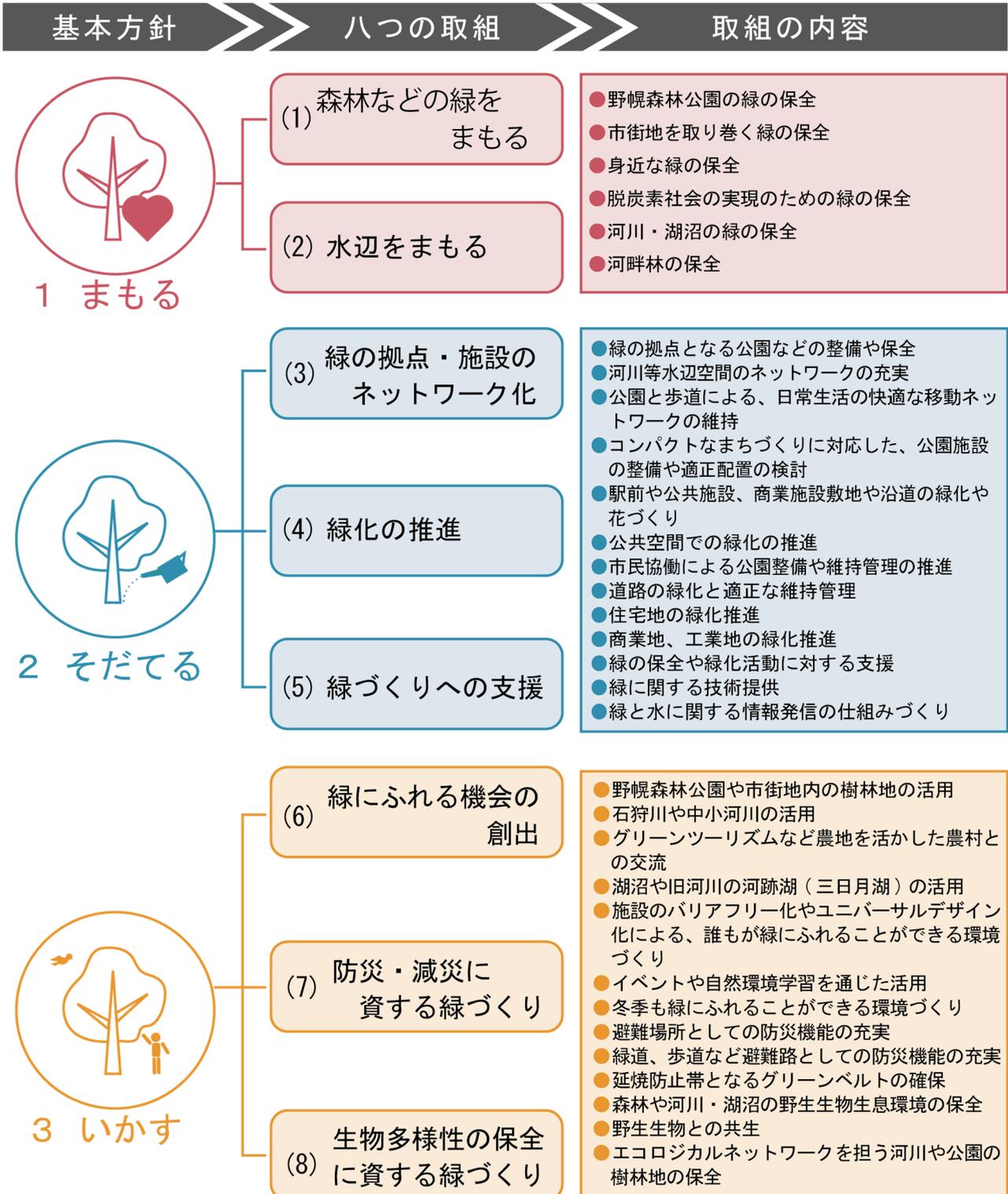




# 4 施策の体系

## 4.1 施策の体系(八つの取組)

三つの基本方針を受け、緑地の保全や緑化をはじめ、公園などの整備に関する取組や、活用方策、仕組みづくりなどの市民協働による取組を八つの取組として体系的に整理し、これに基づく総合的な緑づくりを進めていきます。





# 5 取組の内容



## <取組1> 森林などの緑をまもる

### ● 野幌森林公園の緑の保全

市域の南西部に広がり、道立自然公園に指定されている野幌森林公園は、当市の緑の要であることから、樹木の育成や更新などの適切な維持管理、公園利用者や公園内道路による環境への負荷軽減、不法投棄による環境悪化の防止など自然環境の維持のため、国や北海道、関連自治体、関係団体などと連携しながら、市民ぐるみでの保全を基本としつつ、自然とのふれあいや自然環境教育の場などとして、自然の大切さや仕組みに配慮した活用に努めます。

また、野幌森林公園の周辺部においては、開発による負荷の軽減や既存の自然環境を有する樹林地などの保全のため、開発に伴う緩衝緑地の設置や既存緑地の所有者の理解と協力を得ながら、周辺環境の保全に努めます。

### ● 市街地を取り巻く緑の保全

良好な営農環境にある農地は保全することを基本とし、耕地防風林、市街地に隣接する樹林地、河畔林などについては、市民ぐるみで所有者の管理負担の軽減や適正な維持管理と保全に努めます。

千古園や榎本公園、神社境内の樹林地などの歴史的な緑地については、樹木の健康診断や治療、樹木の更新などの適正な維持管理を通じて良好な状態を維持し、後世に引継ぐよう努めます。

### ● 身近な緑の保全

市街地における緑の骨格となる鉄道林については、樹木の育成や保全のための状況に応じた適正な管理など、持続的な保全のために所有者の理解と協力を得ながら保全に努めます。

公園や良好な自然環境の残る樹林地や水辺は、樹木の育成や更新のために適正な維持管理を行い、良好な状態の維持を図ります。また、民有地の良好な自然環境の残る樹林地は、市民ぐるみで所有者の管理負担の軽減や適正な維持管理を図り、持続的な保全のために所有者の理解や協力を得ながら保存樹林<sup>※2</sup>の指定などにより保全に努めます。

宅地造成などの開発において、都市環境の維持・向上のために必要なまとまった面積の既存樹林の保全や新たな緑化については、江別市緑化推進条例に基づき事業者と協議しながら地区内の緑化を検討するとともに、緑地協定<sup>※3</sup>や地区計画<sup>※4</sup>などの諸制度を活用しながら緑の保全と緑化の推進に努めます。

### ● 脱炭素社会の実現のための緑の保全

脱炭素社会の実現に向け、江別市環境管理計画で定める温室効果ガス排出削減の推進とあわせて、森林による二酸化炭素吸収源としての効果を発現するため、植樹、育林を継続的に進めます。また現状で吸収源として機能している既存の森林についても、機能低下を防ぐ観点から保全に努めます。

#### 【用語解説】

※2 保存樹林：都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木の集団のうち、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め指定したもので、所有者は枯損防止に努めなければならない。

※3 緑地協定：都市緑地法第45条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者などの全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定のこと。

※4 地区計画：それぞれの地区の特性を生かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法第12条の5に基づき一体的な街区について主として街区内の居住者などの利用に供される道路や公園などの施設整備、建築物の建築などに関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為などを規制し誘導していくために、市町村が都市計画に定める計画制度のこと。



## <取組 2> 水辺をまもる

### ● 河川・湖沼の緑の保全

石狩川をはじめとする市内の河川や湖沼、湿地において、市民ぐるみで水辺の生きもの調査や情報の収集、治水機能と調和させながら水辺の生態系に配慮した水辺環境の保全に努めるとともに、良好な水辺環境の維持や必要に応じて水質浄化に努めます。

### ● 河畔林の保全

良好な自然環境が残された河畔林については、治水機能と調和を図りつつ、その環境維持のために河川管理者などと協力して市民ぐるみで保全に努めます。



石狩川

### 「基本方針1 まもる」の成果指標

基本方針	成果指標	現状値 【令和4 (2022)年度】	目標 【令和15 (2033)年度】
1 まもる	保安林面積	2,019ha	➡
	市全体の緑被率	81%※	➡

※令和3（2021）年6月9日撮影の航空写真から算出した数値を現状値とします。

保安林面積は、野幌森林公園や耕地防風林などが森林法により水源かん養保安林、防風保安林などに指定されており、将来にわたり保全するためにその面積を維持することを目標とします。

市全体の緑被率は、市全体の面積に対し樹林地、草地、農地、水面、裸地の面積が占める割合であり、実際に緑に覆われている場所とそれらと一体となって自然的環境を作り出している場所の割合です。緑豊かな環境をまもるため、その割合を維持することを目標とします。



### <取組 3> 緑の拠点・施設のネットワーク化

#### ● 緑の拠点となる公園などの整備や保全

良好な自然環境の残る樹林地や水辺などを活用した拠点づくりを基本に、東野幌総合公園の整備や既存公園の再整備、公園の地域バランスの改善を図るなど、地域の憩いの場や多様なレクリエーションに対応した拠点整備を進めます。

#### ● 河川等水辺空間のネットワークの充実

市内の緑の各拠点を結び、特に野幌森林公園と石狩川を結ぶ緑の要素となっている河川においては、国の「多自然川づくりの基本方針」に基づき河川改修を行うとともに、河畔林の保全や創出など、自然環境に配慮した生態系ネットワークの充実や築堤を利用したレクリエーション系ネットワークの充実に努めます。

#### ● 公園と歩道による、日常生活の快適な移動ネットワークの維持

市街地の緑の各拠点を結ぶ役割を果たしている緑道などの歩行系空間においては、歩行者や自転車、車椅子などで安全かつ快適に移動できるよう、樹木や舗装、休憩所などの適正な維持管理を行い、レクリエーション系ネットワークの充実に努めるとともに、幹線道路の街路樹などの適正な維持管理を図り、木陰の確保や景観向上の観点からも快適な移動空間の確保を図ります。

#### ● コンパクトなまちづくりに対応した、公園施設の整備や適正配置の検討

人口減少に対応したコンパクトなまちづくりを踏まえ、子供たちの健全な育成の場として、また、高齢者の健康増進やコミュニティの場など、多様化する地域ニーズを把握し、都市公園としての役割分担、施設機能の再編・集約など適正配置について検討します。

○みんなが使いやすい公園になるように、役割をみなおす

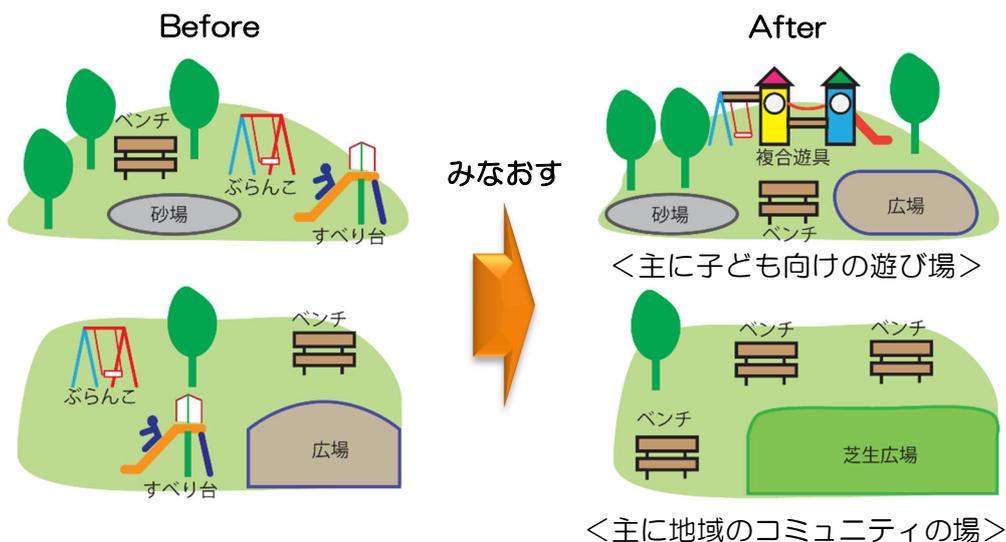


図 5-1 施設機能の再編・集約のイメージ



【都市全体の公園等の配置の考え方】

市街地では、歩いて行ける範囲に配置するものとし、それぞれの特質に応じた都市公園の分布の均衡を図り、また、都市公園としての役割を踏まえ、機能の分担や適正配置に努めます。

また、一定規模の宅地造成などにより居住人口が増える場合においては、周辺の公園配置や地形等の状況に応じ、必要に応じて公園配置の検討を行います。

【公園の緑化の目標】

既存公園の再整備及び新設する公園の緑化面積率は、緑の政策大綱（平成6（1994）年7月建設省決定）に従って、街区公園及び運動公園は30%以上、それ以外の住区基幹公園及び都市基幹公園は50%以上、緩衝緑地及び緑道は70%以上、都市緑地は80%以上確保することを目標とします。



湯川公園



若草公園



## <取組 4> 緑化の推進

### ● 駅前や公共施設、商業施設敷地や沿道の緑化や花づくり

公園や道路、市庁舎、小広場や商業施設など皆が集まる空間の緑をデザインする際には、せん定の際の樹形を損なうことのないような配慮や、江別らしさの代表的な素材であるレンガなどとの調和、隣接する施設との連携や統一感、歓迎ポイントなどの特徴ある空間、景観や江別らしさ、地域の個性などに配慮した緑のデザイン、イメージアップを行い、地域のシンボルや親しまれる緑の拠点となるよう努めます。

### ● 公共空間での緑化の推進

公共施設においては、庁舎などの周辺緑化や屋内緑化を図るなど、緑化推進の取組を率先して行います。また、学校などは自然環境教育のために生態系が体験できる空間としての緑地づくりを検討します。さらに各庁舎の敷地に応じて木陰やベンチなどの施設を充実させ、気軽に散歩や休憩などができる、地域に開放された緑の拠点となるよう努めます。

公園や道路などの公共施設においては、花植えなどの緑化やせん定、施肥などの維持管理を通じて、地域の緑の拠点や憩いの場、快適な生活環境となるよう市民ぐるみで緑化に努めます。

また、公共施設を再整備もしくは新設する場合には、緑被率が教育施設は30%以上、その他の施設は20%以上となるよう努めます。

### ● 市民協働による公園整備や維持管理の推進

公園においては計画的な緑化や適正な維持管理を行い緑豊かな公園を維持し、地域の日常的な協力により地域のふれあいの場、憩いの場となるよう維持管理に努めます。

新設や再整備の公園については、親しまれる公園となるよう計画段階から市民参加による公園づくりを進めるとともに、地域による公園管理や植栽、花壇づくりなどの緑化に努めます。

ebetsu park  
アダプト・プログラム



この公園は  
〇〇自治会が協力して  
きれいにしています

アダプト・プログラムとは・・・  
公園など公共の場所を養子（アダプト）とみなし、  
地域の自治会やボランティア団体に譲渡や委託を委  
譲する仕組みです。江別市では、このような市民  
参加のまちづくりを推進しています。

活動していただく  
団体名が入ります。





江別市では、自治会や高齢者クラブなどの団体のみなさまが、身近な公園の里親として、清掃など美化活動のご協力を頂く公園のアダプト・プログラム制度を導入しています。

図 5-2 公園管理について（江別市アダプト・プログラム）



### ● 道路の緑化と適正な維持管理

統一感のある景観や特色ある景観づくりを目指し、道路の緑化や適正な維持管理を行って緑豊かな道路空間を維持し、隣接する公園や公共施設、店舗、個人住宅などと連携した整備などで、道路空間の緑の充実を図ります。また、植樹帯の空いているスペースには、地域の緑化活動と協力して花を植えることで、彩りと潤いのある道路空間づくりに努めます。

### ● 住宅地の緑化推進

住宅地においては、新たな植栽や緑量の向上などによる緑化推進を図るために緑化スペースとして敷地面積の20%以上を確保し、かつ敷地内に樹木を1本以上又は道路に面した部分を生垣化することを目指し、樹木などによる緑化ができない場合はプランターなどで玄関先や窓辺などの緑化を図り、それに代えることとします。市民ぐるみで住宅地の緑化を図り、住宅地としての景観の向上と快適な生活環境をつくるよう努めます。

また、新たに造成される宅地開発では、既存樹林地などの保全のほかに道路などの公共空間や宅地内の緑化のために、地区計画や緑地協定などの諸制度を活用した緑化推進に努めます。

### ● 商業地、工業地の緑化推進

商業地では、店舗、事務所などの商業・業務施設は1入口1鉢以上の緑化、店内や事務室内の屋内緑化を図ることを目指します。敷地内に設けられた歩行空間や小広場の緑化をはじめ、商店街や店先の緑化、駐車場や屋上・壁面緑化など事業者の自発的な緑化の協力を得ながら、既存制度の活用や緑化の啓発などと連携し、緑豊かで彩りのある商業空間とするため緑化に努めます。また、商業・業務施設などの敷地においては、江別市宅地開発指導要綱に準じ、敷地面積の3%以上の面積を周辺環境に配慮しながら緑化を図ることを目標とします。

工業地では、イメージの向上やそこで働く工場従事者などの健康増進のために、工場立地法などによる敷地内の緑地の確保をはじめ、接道する部分への植樹や花植えなど事業者の自発的な緑化活動や、周辺に残された自然環境の保全のための協力を得ながら、企業と一体となって緑豊かな工業地区とするため緑化に努めます。また、工場の新設については、工場立地法及び江別市工場立地法準則条例に準じ、緑地面積率<sup>※5</sup>は20%以上、環境施設面積率<sup>※6</sup>は25%以上（工業団地の区域の食品を製造、加工する業種については、緑地面積率は10%以上、環境施設面積率は15%以上）を確保することを目標とします。

#### 【用語解説】

※5 緑地面積率：敷地面積に対する芝生、低木、高木などで覆われた土地又は建築物屋上緑化施設の面積の割合。

※6 環境施設面積率：敷地面積に対する緑地及び噴水、池、屋外運動場など周辺地域の生活環境の保持のために管理されている土地の面積の割合。



## <取組 5> 緑づくりへの支援

### ● 緑の保全や緑化活動に対する支援

市民が主体となって行う公園や河川の自然環境の保全活動、公園や道路の植樹や花植えなどの緑化活動や清掃、草刈り、せん定などの活動を進めやすくするための環境づくりの支援を図ります。

また、環境緑化を総合的に推進するために江別市緑化推進条例などの現行の諸制度を活用するとともに、家庭で不要となった樹木を希望者へ仲介する緑のデータバンクや緑の相談、技術指導を行う支援体制の充実を検討します。

### ● 緑に関する技術提供

自治会や商店街、学校や近所同士による花づくりや庭づくりなどの緑化を進めるために、必要な情報提供や技術的な支援などを行います。また、市民や企業などが中心になって行う緑化活動などを支援していくため、緑化の知識や技術的なアドバイスを行う体制づくりに努めます。

### ● 緑と水に関する情報発信の仕組みづくり

大学などの専門機関や市民団体、ボランティア、一般市民などが行政と連携し、緑と水に関する調査研究、情報の蓄積や一元化を進め、専門的な情報からサクラ情報などの身近な情報まで、市民ニーズに応じて、インターネットや SNS、パンフレットなどにより情報発信できる仕組みづくりを進めます。

## 「基本方針 2 そだてる」の成果指標

基本方針	成果指標	現状値 【令和 4 (2022) 年度】	目 標 【令和 15 (2033) 年度】
2 そだてる	市民 1 人当たりの公園面積	16.94 m <sup>2</sup>	
	保存樹木数	89 本	

市民 1 人当たりの公園面積は、令和 3 (2021) 年度の数値では、全国で 10.8 m<sup>2</sup>、北海道で 29.8 m<sup>2</sup>、札幌市で 12.7 m<sup>2</sup>であり、江別市においても身近な緑を育てていくため、現状値より増加させることを目標とします。

保存樹木数は、江別市緑化推進条例に基づき緑豊かな環境の確保及び美観風致を維持するため指定する保存樹木の本数であり、公園や学校の樹齢を重ねた樹木や歴史的な樹木など多くの名木を保存するため現状値より増加させることを目標とします。



## <取組 6> 緑にふれる機会の創出

### ● 野幌森林公園や市街地内の樹林地の活用

市街地に近接する野幌森林公園や、市街地内の自然環境の残された樹林地などは、散策や手軽な森林浴などで潤いと安らぎを享受できる空間として、また、体験学習の場として自然に親しめるよう所有者の理解と協力を得ながら活用に努めます。

### ● 石狩川や中小河川の活用

石狩川と千歳川との合流点を水と親しむための拠点として、堤防緑化をはじめ江別駅前市街地、江別河川防災ステーション、河川敷緑地などと連携しながら、釣りやヨットなどの川遊び、散策、サッカーなどのスポーツや憩いの場づくり、水辺を活かして地域の賑わい創出をめざす「かわまちづくり」など、管理者と連携を図り活用に努めます。

市街地を流れる中小河川においても、自然観察や環境学習、散策など水辺と親しむ場として、管理者と連携を図り活用に努めます。また、河川の改修の際には環境に配慮した国の「多自然川づくり」を基本とし、生態系に配慮した水と親しむことができる空間をつくるよう努めます。

### ● グリーンツーリズムなど農地を活かした農村との交流

農村とまちとの交流や土にふれて作物をつくるなど、農地を活用した市民農園の整備や滞在型農業体験などのグリーンツーリズムを通じて土と人との交流の場を提供できるよう、農業者と連携した農地の活用に努めます。

### ● 湖沼や旧河川の河跡湖(三日月湖)の活用

市内に点在し良好な自然環境が残る越後沼をはじめとする湖沼や、河川改修などにより生じた河跡湖は、野鳥観察や自然観察の場として市民ぐるみで環境負荷の軽減を図りつつ、管理者との連携や所有者の理解を得ながら活用に努めます。

### ● 施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化による、誰もが緑にふれることができる環境づくり

公園などを利用する際の物理的な障害を取り除き、段差の解消などのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン化の考えに基づき木陰の確保、案内施設や設備への配慮などを進め、幼児や高齢者、障がい者はもとより健常者にとっても誰もが使いやすい、安心して緑にふれられる空間づくりに努めます。

### ● イベントや自然環境学習を通じた活用

野幌森林公園をはじめ良好な自然環境のある緑地や水辺では、森林浴や自然観察会、トレッキング、講習会などによる自然に親しむ機会づくりに努めます。

市街地では、ガーデニング講習会や公園の花壇づくりなどの緑と水に親しむイベントや枝打ち体験、植樹会など緑を守り育てる参加型のイベントの開催など、各種イベントを通じて緑や水辺にふれる機会づくりに努めます。

また、学校や子ども会、自治会などと連携し身近な緑や水辺を活用して、自然の大切さや自然保護の必要性などの自然環境学習や地域の活動を通じての緑にふれる機会づくりに努めます。

### ● 冬季も緑にふれることができる環境づくり

公園などの公共施設に針葉樹を含めた緑化を図るなど、冬には歩くスキーなどで緑にふれられる環境の整備に努めるほか、公共施設の屋内の緑化を図ることで冬季間の施設利用者に対する癒し効果や快適さを高めるため、緑にふれられる機会づくりに努めます。



## <取組 7> 防災・減災に資する緑づくり

### ● 避難場所としての防災機能の充実

災害時の避難場所としての公園や学校などは、防災に対応した施設の充実を図るとともに、延焼防止のために新たな緑化や既存樹木の適正な維持管理を通じて、防災機能の充実を図ります。

### ● 緑道、歩道など避難路としての防災機能の充実

緑道や公園の通路、街路樹のある幹線道路の歩道などの歩行系空間は、避難場所となる緑の各拠点を結んでおり、これらにおいて延焼防止や避難時の安全性を確保するなどの目的で、新たな緑化や適正な樹木の維持管理を通じて、防災系ネットワークの充実を図ります。

### ● 延焼防止帯となるグリーンベルトの確保

延焼防止に有効な緑地として、鉄道林や北海道縦貫自動車道、グリーンモールや四季のみち、大麻中央公園など、災害時の延焼遅延のためのグリーンベルトとして機能させるため、今後も適正な維持管理を行い、機能の充実に努めます。



避難場所となっている泉の沼公園



## <取組 8> 生物多様性の保全に資する緑づくり

### ● 森林や河川・湖沼の野生生物生息環境の保全

市全域及び広域の生物多様性確保のためにエコロジカル（生態系）ネットワークの核となる、野幌森林公園及び隣接する緑地の保全、石狩川、千歳川、夕張川をはじめとする水辺の保全のため、「環境緑地保護地区」※7「鳥獣保護区」※8などの保全手法を活用するとともに、国や北海道、他市町村などと情報共有や連携を図りながら、地域ぐるみの保全に努めます。

### ● 野生生物との共生

都市部の周りに良好な自然環境を有する本市においては、野生生物との接触機会も多く、カラスをはじめアライグマやキツネなど、都市環境に適応してきた動物と人間との共生が課題となっています。このことから、外来種問題などに適切に対応しながら、野生生物との共生方法などについて情報発信し、環境教育等を通じて市民への野生生物に対する理解を深める機会の創出に努めます。近年市内で出没が確認されているヒグマについては、注意喚起の情報発信を迅速に行い、近隣自治体と連携して被害防止の対策を行います。

また、外来種の扱いについては、外来生物法（特定外来生物による生物生態系に係る被害の防止に関する法律）や外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・広げない）に基づくとともに、専門機関などの意見をもとに適切に対応します。

### ● エコロジカルネットワークを担う河川や公園の樹林地の保全

野生の生き物は、繁殖の場や、餌場、休息の場など、多くの場を必要とし、様々な目的で移動しています。

生態系の拠点の適切な配置やつながりのことをエコロジカルネットワークといい、その形成にあたっては、核となる地域（コアエリア）及びその地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置、保全するとともに、生物の分散・移動を可能にすることで個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、これら様々な生物の生息・生育地をつなげる生態的な回廊（コリドー）を確保することが必要です。

そのため、野幌森林公園をコアエリアとし、その周辺の河川空間や防風林の保全、緑豊かな公園や街路樹の適正な維持管理によってバッファゾーン、コリドーを確保するため、河川や湖沼、鉄道林や防風林、緑豊かな公園や緑道の樹林地の保全を図ります。

#### 【用語解説】

※7 環境緑地保護地区：「北海道自然環境等保全条例」により「市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区」として指定されている地区のこと。

※8 鳥獣保護区：鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定され、保護区内においては、狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

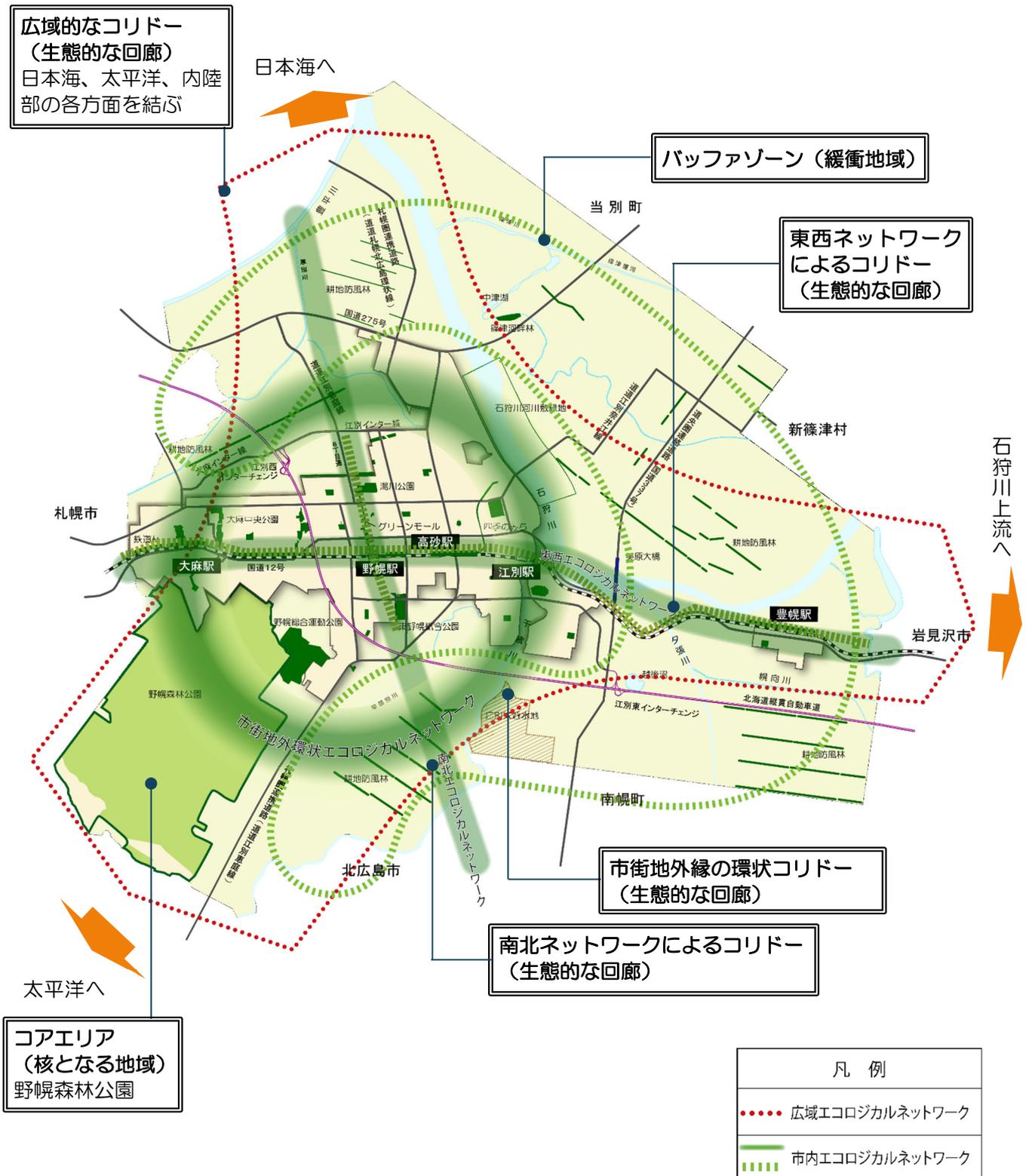


図 5-3 エコロジカルネットワーク図



## 「基本方針 3 いかす」の成果指標

基本方針	成果指標	現状値 【令和 4 (2022) 年度】	目 標 【令和 15 (2033) 年度】
3 いかす	緑に親しめる空間があると思う市民割合	90.2%	➔
	環境関連イベント及び環境学習参加者数	2,526 人	➔

緑に親しめる空間があると思う市民割合は、これまでも高い値で推移していますが、緑をいかす取組の充実によりさらに割合を高められるように、現状値より増加させることを目標とします。

環境関連イベント及び環境学習参加者数は、環境保全に関するイベントや子どもから大人まで幅広い年代を対象とした環境学習の機会を充実し、多くの市民に参加してもらうため、現状値より増加させることを目標とします。



市民植樹



## 6 緑の配置計画



緑には、多面的な機能として「都市緑地法運用指針」で示される「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの主な機能があり、それぞれの機能の視点からみた緑の配置計画を示します。

### 6.1 環境保全の視点からみた緑の配置計画

環境保全に関する緑の機能・役割については、市外の森林・河川と連続しながら都市や生態系の骨格を形成し、自然環境の保持や生態系の保全、脱炭素社会を目指すための温室効果ガスの吸収源など、都市に根差した環境負荷の低減のための良好な緑の基盤としての役割があります。

また、生物多様性の保全に資する緑の機能を確保・維持するため、緑と水による「エコロジカルネットワーク」の形成・維持を図ります。

#### (1) 都市環境の基盤

緑豊かな都市環境を構成する緑の要となる野幌森林公園、骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林は環境保全・環境負荷低減のための基盤として保全します。

#### (2) 優れた自然環境

道立自然公園に指定されている野幌森林公園、良好な自然環境の残る河川や水辺、市街地に残された樹林地を、優れた自然環境の緑として保全します。

#### (3) 快適な生活環境の形成

市街地のまとまった樹林地を有する公園や公共施設敷地、民有地、及び鉄道林は、ヒートアイランド現象の緩和など快適な生活環境の形成に資する緑として保全します。

#### (4) エコロジカルネットワーク

野生の生き物の生息や移動環境を考慮した生態系の拠点の適切な配置やつながりであるコアエリア（核となる地域）、バッファゾーン（緩衝地域）、コリドー（生態的な回廊）からなるエコロジカルネットワークを保全します。

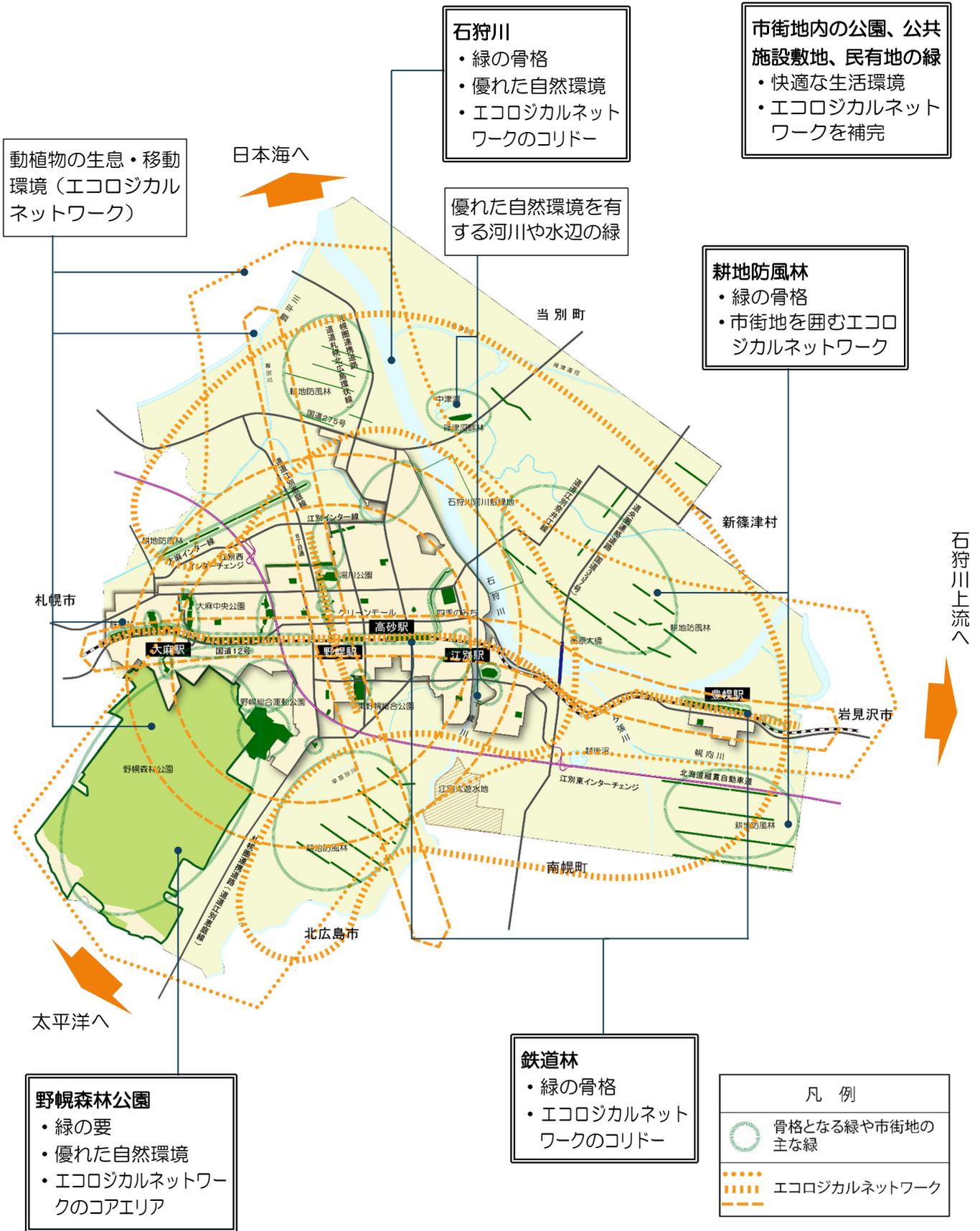


図 6-1 環境保全の視点からみた緑の配置計画図



## 6.2 レクリエーションの視点からみた緑の配置計画

レクリエーションに関する緑の機能・役割については、野幌森林公園や石狩川など市街地周辺の森林、河川での自然とのふれあいや、農地での都市と農村交流、市街地内の公園でのスポーツや日常的なレクリエーションなどの機能があります。

### (1) 自然とのふれあいの場となる緑

豊かな自然環境を有する野幌森林公園や石狩川、その他の河川や湖沼は、自然観察、自然体験、環境学習などの場として自然とのふれあいの場として活用します。

### (2) 市街地におけるレクリエーションの場

市街地内の公園、野幌グリーンモールや東西グリーンモール、四季のみちなど子どもの遊び場やジョギング、散歩に利用できる場は、市街地におけるレクリエーションの場となる緑として活用します。

### (3) 郊外におけるレクリエーションの場

野幌森林公園及び屋外運動施設の中核となる野幌総合運動公園及び石狩川河川敷緑地は、郊外におけるレクリエーションの場となる緑として活用します。また、体験農場や貸農園は、都市と農村の交流ができる場として活用します。

### (4) レクリエーションの場のネットワーク

市街地の公園・緑地をつなぐ緑道や街路樹のある道路、樹林地や河川沿いの道路などは、レクリエーションの場のネットワークとなる緑とします。



四季のみち



図 6-2 レクリエーションの視点からみた緑の配置計画図



## 6.3 防災の視点からみた緑の配置計画

防災に関する緑の機能・役割については、火災の延焼防止、市街地内の公園や公共施設、民有地の緑地による災害発生時の避難場所の提供、緑道や街路樹のある道路などによる避難路の提供の機能があります。

### (1) 避難場所の整備

- 1) 市内の公園は、その一部が災害発生時の指定緊急避難場所<sup>※9</sup>となっており、これらの公園が互いに補完し合う配置となるよう緑化を進め、避難場所として防災機能の強化を図ります。
- 2) 総合公園も同様に指定緊急避難場所として緑化を進め防災機能強化を図るとともに、災害時の復旧・救援活動拠点として活用できるよう防災公園機能を有する整備を図ります。
- 3) 学校をはじめとする公共施設の多くが地域防災計画によって指定避難所<sup>※10</sup>となっており、各施設において緑化を進めるなど、避難所としての防災機能の充実を図ります。

### (2) 避難路の確保

- 1) 四季のみちやグリーンモール、学園通り、公園内の緑道的通路は避難場所となる公園や避難所となる公共施設等と連絡しており、市街地の避難路として活用できる配置になっています。これらの緑化を進め避難路としての機能、火災発生時の延焼遅延、地震発生時の落下物飛散防止、構造物の倒壊防止に役立つよう、防災機能の維持と充実を図ります。
- 2) 市街地を流れる中小河川は、火災発生時に延焼遮断帯としての機能があり、中小河川の管理用道路等を避難場所となる公園や避難所となる公共施設等と連絡する避難路として活用するとともに、日常的な動線として活用したり、レクリエーション空間としての活用に努めます。

### (3) 防災グリーンベルトの配置

延焼防止に有効な緑地は、全市的スケールでは鉄道林や北海道縦貫自動車道、市街地を分断し延焼を防止する緑地としてグリーンモールや四季のみち、大麻中央公園を、災害時などの延焼遅延のためのグリーンベルトとして機能させるため、今後も機能的に適切な状態で維持し充実に努めます。

#### 【用語解説】

※9 指定緊急避難場所：災害時にその切迫した危険から逃れるための一時的な避難場所で、異常な現象（地震・洪水・土砂災害）ごとに指定する。指定緊急避難場所（地震）は最寄りの公園、広場等で、原則として給食等を行わず1人当たりの必要面積は2㎡（公園は3.5㎡）を基準として設定する。江別市地域防災計画においては、市内に161カ所指定している。

※10 指定避難所：災害時に避難者を収容するための施設であって、容易に給食、物資を搬送できる場所で、原則として2㎡につき1人を基準とし、50人以上収容することができ、災害に対し安全と考えられる建物。江別市地域防災計画においては、市内に71カ所指定している。



図 6-3 防災の視点からみた緑の配置計画図



## 6.4 景観の視点からみた緑の配置計画

景観に関する緑の機能・役割については、江別らしいシンボルとなる野幌森林公園や石狩川、鉄道林、耕地防風林・農地の景観、身近に緑を感じられる市街地周辺の農地、市街地内の公園、河川や水辺、公共施設や民有地の緑地の景観により潤いや安らぎをもたらす機能があります。

### (1) 江別らしいシンボリックな緑の景観

緑の要である野幌森林公園、骨格である鉄道林、石狩川、耕地防風林のほか酪農学園大学をはじめ各大学のキャンパス、河畔林、レンガ造りの施設やサイロなどは、江別市の郷土の景観を形成するシンボリックな緑の景観として所有者の理解と協力のもと市民ぐるみで保全に努めます。

### (2) 優れた自然や歴史を感じられる緑の景観

野幌森林公園をはじめ、市街地内に点在する緑豊かな公園や樹林地、保存樹木や歴史的な建物周辺の樹林地、中小河川の水辺空間、郊外の湖沼、湿地などは、優れた自然や歴史を感じられる緑として保全に努めます。

### (3) 住宅地の緑の景観

暮らしの場である住宅地では、住宅の庭や街路樹、公園などの樹木の保全や新たな植栽により、市民ぐるみで民有地と公共施設の緑化を図り、景観の向上と快適な生活環境をつくるよう努めます。

### (4) 商業地区、工業地区の緑の景観

商業関連地区においては、街路樹の保全や店先の緑化、商店街としての緑化を図り、大型店の建物周辺や駐車場などにおいては、周辺との景観の調和を図るよう事業者などの協力を得ながら緑化に努めます。

工業地区においては、敷地内緑化や周辺の河川空間や残された樹林地の保全を、事業者などの協力を得ながら緑豊かな工業団地空間づくりに努めます。

### (5) 公共空間の緑の景観

公園は地域と協力して緑化を進め、緑豊かな地域のシンボルとなるような拠点とし、道路は地域性や統一感に配慮した景観を地域と協力してつくるよう努めます。

市庁舎や学校、公民館などの公共施設は周辺住民に親しまれるような緑豊かな地域の拠点となるよう努めます。



図 6-4 景観の視点からみた緑の配置計画図